

## 平成31年度事業計画

### I 環境認識

#### 1 法人を取り巻く状況

平成29年4月1日に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行された。社会福祉法人制度の改革点としては、①経営組織のガバナンスの強化②事業運営の透明性の向上③財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）④地域における公益的な取り組みを実施する責務⑤行政関与の在り方、の5点が明確化された。④以外は、公益法人制度の方が先行していると考えられるので、当面本法人への影響はないと思われる。

しかしながら、④地域における公益的な取り組みの推進に関しては、公益目的事業を行う法人としての本法人にも課せられた責務であり、取り組みを進めて行かなければ、広く地域の方々からの信頼を得ることが出来ない。この点に関してはすでに一部取り組みを始めてはいるが、指定管理施設であること、その上に施設の改築問題とも相まって十分な地域への取り組みはできていない。今後もこの点に関しては、ニーズ調査などを行い、地域に貢献できる新たな取り組みの実現に向け、検討を重ねて行く必要がある。

厚生労働省は1月18日、全国厚生労働関係部局長会議において、「2040年を展望した社会保障・働き方改革」の論点の一つとして「経営規模の拡大」を挙げ、社会福祉法人にも関係した議論となることを説明したところである。また、平成29年8月には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたところであるが、その中で「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」という数値目標が示された。この二つは直接、母子生活支援施設を取り上げたものではないが、愛知県内は小規模な社会福祉法人が圧倒的に多いところから社会福祉法人の合併が進むなど今後様々な影響が出てくる可能性がある。本法人の係わりの一つとして、次期の指定管理の選定において、指定管理事業者として、こうした社会福祉法人が手をあげてくることは十分に予想される場所である。

さて、今年度は念願であった移転改築工事着工の運びとなっている。施設は本法人の発祥の地である千種区に戻ることとなるので、地域・関係機関等と調整を図り、母子生活支援施設が速やかに地域で受け入れられるように準備していくことが重要である。

#### 2 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」を取り巻く状況

平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

〔厚生労働省発表の資料より転記〕

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)

2	ひとり親世帯になった理由	離婚 79.8% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3	就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
	就業者のうち 正規職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
	うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
	うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4	平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5	平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6	平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※ ( ) 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

5年ごとに実施される厚生労働省の『全国ひとり親世帯等調査』の平成28年度版によれば、全国の母子世帯数(推計値)は123.2万世帯であり、前回(平成23年度)調査の123.8万世帯より0.6万世帯減少していた。その分父子世帯が増えたかというそうではなく、父子世帯は18.7万世帯で前回調査の22.3万世帯よりも3.6万世帯もの減少が見られた。どちらも減少している要因が何かまでは確認されていない。ひとり親世帯になった理由をみると、前回と比べ母子世帯では、離婚1.3%減、死別0.5%増、その他0.8%増となり、離婚が減少し、死別、その他の理由が増加した。就業状況は、81.8%が働いており前回より1.2%増となった。内訳でみると、正規職員44.2%、自営3.4%、パート・アルバイト等43.8%で正規職員、自営業が増加し、パート・アルバイト等が減少した。この就業状況の傾向が母自身の就労収入にも表れており前回より19万円増えて200万円となっている。しかし母自身の収入は20万円しか増えておらずその内の19万円が母の就労収入であるのでその他の部分がほとんど増えていないこととなる。世帯収入に関しては大きく増えてはいるが、世帯となれば人数も増えるため実質収入増かどうかは言えない。よって母子世帯をとりまく状況は、引き続き大変厳しいものがある。

また、母子生活支援施設の入所理由は、現在夫等からのDVが第一位を占めるが、家庭環境不適切、住宅事情、経済事情等の中にもDVは存在しており、実数ははるかに多いと思われる。その中には外国人の母子も多く存在するが、日本人パートナーからのDVで入所される方がほとんどである。

名古屋市にじが丘荘を取り巻く状況で第一に挙げられなければならないことは、改築工事が実際に始まることとなったことにある。これまで、狭隘な老朽化した建物で、浴室、トイレも共同という、利用者にとっては最低基準以下の住環境で自立を目指さなければな

らならない状況から、大きく事態が改善されることが期待される。そこでの、自立への意欲をどのように養っていくかも今後の課題となる。現在の支援方法を基にしながらも改築後の支援について、利用者の自立を疎外することのないよう検討、準備していくことが必要となる。

## II 運営理念

名古屋市千種母子福祉協会は昭和31年に千種区内（当時）民生事業関係者の浄財により、財団法人として設立された。こうした経過から法人は、

『地域住民とともに 利用者の自立促進を図り 母子福祉を増進する』  
ことを運営理念としており、この運営理念を母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」の運営理念ともしている。

## III 基本方針及び本年度の重点項目

### 1 基本方針

母子生活支援施設は、社会の変化に伴いその役割を変化させている。現在においても、様々な過酷な状況を経験してきた母子の人権の砦として機能することが重要な役割となっている。

また、施設には、母と子どものそれぞれの状況に応じた「自立」を実現する支援が求められているが、「自立」と言っても、何の支援も受けずに、自分たちだけで生活できるというケースは現在一部にとどまる。「支援つき自立」という言葉もあるように、支援を受けながら「自立した生活」を実現するケースがむしろ多数であるというのが重要な視点となっている。

名古屋市にじが丘荘は、こうした視点と上記の運営理念に基づき、母子生活支援施設運営指針（平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）にも則り、定款第4条の公益目的を達成することができるよう、以下の基本方針に基づき運営を行う。

#### ① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援する。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守する。

#### ② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きて行こうとする気持ちや力が損なわれている。安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するとともに、職員による宿直体制や防犯カメラの設置・警備契約により安

全を確保する。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供する。

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育等を通じて子育て支援を行う。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて母子関係の調整も図る。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科への受診やカウンセリングを受けられるようにする。

⑥ 地域との緊密な関係づくりと施設のオープン化

施設は地域の支えなくしてはなりたたない。地域に根付いていくため、町内会、子ども会等に参加し、各種行事に参加するとともに会費負担し、役職も引き受ける等地域の一員としての役割を果たし、地域との緊密な関係づくりに努める。

実習生、ボランティアを積極的に受け入れることにより施設の閉鎖性を解消し、オープンな施設運営に努める。

⑦ 関係機関との連携

関係機関とのネットワークを大切にし、福祉、医療、行政、教育等を始めさまざまな分野にわたる関係機関との連携を図っていく。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上が求められる。策定した「職員研修計画」に基づき、カンファレンス等の場を活用したOJTや各種研修への積極的参加とともに自己研鑽に努める。また、母子生活支援施設に必要な人材確保を図っていく。

2 本年度の重点項目

にじが丘荘の事業運営に当たり本年度は、次の重点項目に留意しつつ運営していく。

## (1) 法人運営

平成 31 年の事業年度開始前に事業計画、収支予算書等を行政庁に提出する。6 月には平成 30 事業年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁へ提出するとともに、閲覧請求があれば市民に開示を行うことができるよう事務所に備え置くものとする。

平成 30 年度から第 4 期指定管理期間が始まり、指定管理期間も 4 年から 10 年へと期間が大幅に延長された。10 年の長期スパンをどのように考え展開していくか、人事等も含め現行の中長期計画を吟味・検討する必要がある。突然の施設長の交代や職員の退職、産休・育休の取得など、施設運営を不安定化する要因が続いており、それをどのように安定化させていくかが、今年度の最大の課題となっている。

## (2) にじが丘荘運営

にじが丘荘の運営について、本年度は次のような取り組みを進める。

### ① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全員で合議して自立支援計画を検討・策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまでの具体的な支援についても組織的な取り組みを引き続き進めていく。

子どもの自立支援計画も策定しており、子どもの課題を正確に把握し、的確な支援を進めるため、その評価を踏まえ、より適切なものにするよう継続的に検討している。更に現行小学 3 年生以上の学童を対象にしているので、小学 2 年生以下に対しても支援計画を展開できるように検討していく。

社会的養護に関する法律・制度・施策が目まぐるしく変わってきているので、その変化に対応すべく常に利用者支援マニュアル、学童支援マニュアル等様々な支援に係るマニュアルの見直しをしていく。

### ② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害を受けたり、虐待を受けたりした利用者の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。母子の心のケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るよう努める。

### ③ 市外からの利用者の受け入れ実績の確保

母子生活支援施設における広域入所促進事業については、この制度の趣旨を踏まえ、従来からの基本方針に基づき、夫の暴力等から避難し保護が必要である母子を、住所地から離れた母子生活支援施設「にじが丘荘」として広域的に受け入れていく。

### ④ 利用者負担金の適正な管理

利用者の負担金については、速やかに収入手続をとり、金融機関に預け入れ、遺漏のないよう安全確実な管理を行う。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき、緊急に保護を必要とする母子等を受け入れ、必要な援護と相談・指導を実施する。

⑥ 地域貢献

公益法人の責務として地域貢献を考えていかなければならないが、指定管理の枠の中で出来る事を考えていかなければならない。そんな中で現在、①施設保有の備品の貸し出し（もちつき道具、キャンプ用品、行事用大型テント等）②施設職員のスキルの貸し出し（子ども会役員への就任、大学の福祉実習オリエンテーションへの講師派遣等）③アフターケアの延長線から一般の方々も対象としてDV、虐待、子育て等の電話相談（なでしこ電話相談）を開設している。これらは平成28年度途中からホームページ上で公表しているだけであるため、利用の申し込みなどは限定された方、団体のみとなっている。施設として守秘義務と地域貢献等の公開部分との扱いについて、二つの相反する機能を踏まえながら、どのように周知していくのか、引き続き検討していく。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

母親と子どもを尊重した支援と社会的養護についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持って、日々の支援において実践する。

にじが丘荘が行う支援について事前に説明し、母親と子どもが主体的に決定できるよう支援する。支援の内容の改善に向けた取組を行う。

児童虐待対応マニュアル、同チェックリストに基づき、いかなる場合においても、職員はいうまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切なかわりを起こさないよう権利侵害を防止する。

## IV 事業計画

母子生活支援施設の支援は、親子、家庭の在り方を重視して行われることが重要であることから、にじが丘荘では、施設特性を生かし、母親と子どもに対して生活の場であればこそできる日常生活支援を、提供するサービスの要の部分になすと考えており、具体的に、次のような支援を行っていく。

### （1）母親に対する支援

職員は、「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心がけ、下記の取り組みを進める。

### ① 自立支援計画の策定

入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、方向に基づき必要な援助を行い、一定の期間経過後、援助の過程で明確になった課題に対して、母親の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定する。自立支援計画は、支援に当たる職員全員で合議の上決定する。継続して利用している母親についても少なくとも年1回以上、個人懇談会を開催し、課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決を図っていくものとする。

### ② 経済的支援

入所時にまったく所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度で一時的に生活ができるよう関係行政機関に協力の依頼を行う。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに従い金銭管理を行う。

児童扶養手当、遺児手当の受給、母子医療（ひとり親家庭医療助成）、乳幼児医療制度の利用手続き（必要な場合には離婚調停、裁判離婚手続き）の支援を行う。

### ③ 離婚等の支援

離婚後の生活についてなど課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるように支援していく。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、調停、裁判手続き等により離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得等課題解決できるように支援を行う。

### ④ 就労支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に対する就労支援を図る。時にハローワークへの同行、福祉事務所の支援相談員につなぐなどの支援を行う。障害を持った利用者も増加しており、就労に関しては従来の関係機関だけでは不十分となってきた。そのため、新たに地域の各種支援センター等との連携を築いていく。また日本語の話せない外国籍の利用者も多く、安定した就労を図るためにはまず日本語の習得が大切となるので、日本語教室等への通学を支援し、その後就労先を探す支援を行っていく。日本人のみならず、将来の経済的自立の一助となるよう資格取得のための支援策も取り入れる。さらに、支援の一助として入園前の乳幼児保育や、保育園への送迎などを行う。

### ⑤ 住宅入居支援

公営住宅等への入居募集情報等の把握に努め、希望者の入居支援を図る。自立に向

けた取組みを進めている世帯で希望する者には市営住宅のあっせん入居の支援を図る。公営住宅入居がなかなか決まらない利用者については、不動産仲介業者等を通じた入所支援を図る。

#### ⑥ DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合には、「DV防止法」に基づく保護命令の取得、「ストーカー行為等規制法」に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応とともに、施設内での仮名使用、住所を知られないような措置、非常事態の際の警察の出動依頼などにより保護に努める。

#### ⑦ その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応の必要なケースが非常に増加している。そのようなケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛ける。必要に応じて母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を行う。

### (2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりをすすめていく。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に心掛けていく。

#### ① 子どもの発達支援計画の策定

子どもの心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、子どもと面談し、母の意見も聴いた上で、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。この発達支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにする。定期的実施状況の評価と計画の見直しを行う。現在は小学3年生以上の学童に対して行っているが、小学1年生から発達支援計画を策定していく方向で進めていく。

#### ② 子どもの健全育成

子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。児童相談所、福祉事務所、学校、保育園、民生委員児童委員等との連携により、子どもの健全育成に努める。

乳幼児については、入所と同時に入所可能な保育園を探して、就労支援・発達保障の一助とする。また、病児保育等補完保育を実施する。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して、就学を支援する。下校後や長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図る。

28年度に名古屋市と名古屋市子ども会育成連絡協議会は、子どものいじめなどに対する対策として地域の目としての子ども会と、学校がより密に連携をとっていくこ



とを約束した。そのことから地域子ども会役員を担うにじが丘荘職員は、施設として子ども会としての目を持って学校と一層の協力関係を築いていく。

### ③ 学習や進路、悩み等の相談支援を行う。

学童は学習の遅れが目立つ子どもも多い。子ども達が社会に出て生きていくために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう学童の学習支援を実施する。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験を増進する、を目的に支援を行うものとする。支援に当たっては、家庭と施設の役割分担、学習姿勢の形成、基礎学力向上に向けた内容、学習の到達度の基準の明示、塾や教育系大学との連携なども視野に『子ども支援マニュアル』に沿った支援を進める。何らかの障害を持った子どもも多くなってきており、施設のハード面的にも集中して学習に取り組む環境の提供が難しい状況となっている。それらを打破する方法の一つとして学生の協力を得て個別学習支援を行っていく。

就職・進学への支援は、母親と子どもの意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う。特に住込み就労や就労しながらの進学に関しては、児童養護施設を対象に就労支援を行っている団体と関係を結ぶことができ、母子生活支援施設の子どもたちにも支援提供を受けていく。

### ④ 子どもの権利擁護

子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を持つるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す。

医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応する。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用する。

## (3) 母子等の心理的ケア

母親は精神症状が出ている者、DV経験などからフラッシュバックで眠れない者、自身の複雑な成育歴に起因する問題を抱え、不安定な状態にある者など様々な困難な状態に置かれている。

子どもたちも長年の虐待やネグレクトなどにより特定の人への愛着が損なわれ愛着障害と診断(判断)される者が多い。また、発達障害と診断されるなど困難なケースほど、愛着の問題が絡まっており、そのことで症状が複雑化し、対処しにくくなっている。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診、療育センター通所による診断・療育が受けられるようにするほか、にじが丘荘で別に時間をとって、心理的支援・

個別相談を設定し、心理的なケアを実施していく。

① 心理的支援

心理療法（カウンセリング）を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、夫からの暴力を受けた母子、愛着障害や発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理的ケアを実施していく。また、カウンセリングによるケアにとどまらず、心理検査や生活場面全体を通じた心理アセスメントを行い、リスクマネジメントを含めた心理的支援の充実を図っていく。

② 個別相談

生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児等への随時のケアを行う。また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じる。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するよう努める。

(4) 退所者のアフターケア

「退所後支援計画」を策定しており、組織的なアフターケアの実施について社会資源との連携や活用を充実していく。

① 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談、支援  
精神不安定・情緒不安定な者に対する相談

母子関係の調整

子育て相談（育児、しつけ）、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

② 安否確認

例年、にじが丘荘で行う「餅つき大会」に、年度を5年前迄さかのぼり退所者に招待状を送り、安否確認を実施する。

③ 学童キャンプ等行事や学習会への参加

退所間もない児童には、学童キャンプ等ににじが丘荘の行事について、案内状を送付し参加を案内する。また、夏休みなど荘内で行っている学習会にも退所児童を受け入れていく。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等について、次のような対応を図る。

① 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出してもらい対応を検討し、結果を回覧板や通信で周知を図る。

② 自治会懇談会

年3回実施する基本的に全員参加の自治会懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図る。

③ 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応する。

④ 苦情等解決制度

①から③の対応によっても解決できない場合、苦情解決制度（「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき要望等解決委員3名を委嘱している。）に基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努める。

また、当法人独自の制度では信用できないと考えられる方に対しては、愛知県社会福祉協議会の「福祉サービス苦情解決制度」も利用することが出来る事を周知している。

(6) 意向調査

職員は、日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、ニーズ調査を行い、改善すべき課題を発見し、課題解決に取り組むことが重要である。

母親と子どもの意向・ニーズ等を定期的に調査把握することは課題の発見、対応策の評価、業務の見直しの検討材料であり、調査結果を活用し、生かしていくための組織的な取り組みが重要だと考えている。

① 利用者満足度調査

指定管理を受けてからは、年1回原則12月に利用者全員（母のみ）に利用者満足度調査を実施し、市子ども福祉課に報告するとともに、利用者支援の向上を図っている。

② 自立支援計画策定に向けての意向調査

自立支援計画策定のための個人懇談会前に、意向調査票を配付し、ヒアリングを実

施し、自立支援計画の内容に反映するようしていく。

### ③ その他のヒアリング

毎月1回輪番制の各階の組長連絡会、年3回の利用者全員による自治会懇談会においてヒアリングを実施し、利用者のニーズ、不満などを把握したうえで、改善策を検討し、それにより必要な業務の見直しを組織的に続ける。

## (7) 個人情報管理及び情報公開

入所者の個人情報及び名古屋市にじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図る。

### ① 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応する。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知し徹底する。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、厳重に管理する。

### ② 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開する。

## (8) 災害等への対策及び対応計画

災害等への対策及び対応については、次のような対応を図る。

### ① 災害等への対策の基本的考え方

地震・火災等の災害に的確に対処するため、「平成30年度年間防災訓練活動計画」を策定し、計画に沿って実施する。

事故・災害等に対する利用者の心構えを醸成するため、年3回行う自治会懇談会での周知を図る。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」及び「全体についての防火管理に係る消防計画」等に基づき適正な対応を図る。

### ② 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を行う。廊下等避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処する。

### ③ 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、「緊急時の対応について」マニュアルや前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」等に基づき対応することを基本に、的確に対応

する。不審者侵入及び急病人の発生時の対応については、具体的手順を「緊急時の対応について」マニュアルを策定しており、それに基づき対応していく

(9) 施設管理の実施計画

施設の保守管理と修繕についての基本的な対応は次のとおり。

① 施設保守管理

居室は、年3回定期的に点検を行い、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を行い、不具合等があれば早急に修繕する。

施設の老朽化に伴い、対応が必要なものは速やかに対応する。

大規模修繕については、名古屋市と協議し、「協定書」に従い修理等を行う。

② 会計管理

名古屋市との間で、「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会管理規程」を定めているほか、会計については公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、財政状態、経営成績を適正に把握し、実施するため、引き続き税理士法人との顧問契約を継続する。

(10) 法人事業計画、にじが丘荘行事(事業)計画及び年間防災訓練計画

① 法人事業計画

「平成31年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画」のとおり

② にじが丘荘行事(事業)計画

「平成31年度名古屋市にじが丘荘事業計画」のとおり

③ 年間防災訓練計画

「平成31年度年間防災訓練計画」のとおり

## 平成 31 年度公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会事業計画

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

### 1 会議

事業名	実施期日	開催場所	事業内容
第 1 回理事会	平成 31 年 5 月 24 日	理事会	・ 千種区役所第 1 会議室
第 1 回評議員会	平成 31 年 6 月 10 日	評議員会	・ 千種区役所第 1 会議室
第 2 回理事会	平成 32 年 3 月 9 日	理事会	・ 千種区役所第 1 会議室
第 2 回評議員会	平成 32 年 3 月 23 日	評議員会	・ 千種区役所第 1 会議室

### 2 全国研修等

実施期日	研修名
平成 31 年 6 月 26 日 ～6 月 28 日	・ 第 4 1 回全国母子生活支援施設職員研修会 ・ 会場：東京都
平成 31 年 7 月 2 日 ～7 月 3 日	・ 東海北陸ブロック母子生活支援施設研究協議会 ・ 会場：岐阜県高山市
平成 31 年 10 月 15 日 ～10 月 16 日	・ 第 6 3 回全国母子生活支援施設研究大会 会場：福岡県福岡市

平成 31 年度名古屋市にじが丘荘事業計画

月	児童関係行事	母親関係行事	母子共通行事
4	・学童新年度説明会 ・お楽しみ会	・ゴキブリ駆除	
5	・お誕生日会 ・母の日のプレゼント作り		・東山園遊会招待 (小1～3年生の母子)
6	・お楽しみ会	・居室点検(排水状況など)	・春季健康診断 ・親子レクリエーション
7	・七夕会 ・夏休み計画会 ・海の家 ・昼食会 ・プール水泳教室	・自治会懇談会 ・学童の母親と少年指導員の懇談会	
8	・プール水泳教室 ・学童キャンプ ・昼食会 ・夏休み反省会		・親子海水浴
9	・お誕生日会	・居室点検(防災関係など)	・市防災訓練
10	・お楽しみ会		
11	・お誕生日会	・大掃除係会議 ・自治会懇談会	・秋期健康診断 ・地域交流もちつき大会
12	・学童大掃除 ・クリスマス会	・荘内大掃除	・クリスマス会 ・炊き出し訓練
1	・年賀状展 ・かきぞめ会 ・お誕生日会		・鏡開き ぜんざい会
2	・お楽しみ会	・居室点検(防火・建具)	
3	・お誕生日会 ・学童映画会	・自治会懇談会 ・学童の母親と少年指導員の懇談会 ・新1年生の母親と少年指導員の懇談会	
定期的に実施(適宜)	・児童面談(発達支援計画) ・学習会	・個人懇談会(自立支援計画) ・個人懇談会(退所後支援計画) ・組長連絡会	・避難&初期消火訓練 ・命と体の教室(児童向け性教育) ・書写(硬筆)勉強会 ・金銭管理勉強会

## 平成31年度年間防災訓練計画

	訓練想定	訓練内容	訓練日時
4月	地震発生	放送にて、揺れがおさまるまでの自宅待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒おいたのち、揺れがおさまったタイミングで荘庭に避難するよう放送を入れる。1～5号室利用者は表階段を、6～12号室利用者は非常階段を使用して避難する。(避難時はヘルメット着用)	第二回会議日 16時～
5月	3・4階シャワー室より火災発生	職員は荘内放送を入れ、利用者に対して避難時には必ずハンカチ等で口と鼻を塞ぐよう伝える。3、4階1～5号室利用者は姿勢を低くして表階段から避難するよう指示をだす。避難梯子、緩降機の使い方についての指導を行う。	〃
6月	乾燥機室より出火	雨季にて、乾燥機の連続使用により出火。職員は、初期消火、避難誘導と、それぞれ分かれて対応する。利用者は全員非常階段を通過して荘庭に避難する。201～205号室利用者に限り本来であれば避難梯子を使用しての避難になるが、今回は訓練にて、表階段を通過して避難する(避難時はヘルメット着用しハンカチ等で口と鼻を塞ぐ)。	〃
7月	夜間震度7の地震が発生。火災同時発生。荘全体に延焼	大地震発生。表階段損壊。避難指示の放送を入れる(この間に職員は廊下及びトイレの電気を消し、ボイラー室、乾燥機室前で煙玉を焚く)。利用者に対して注意喚起し、職員は利用者の安全を最優先に避難誘導する。避難時には利用者・職員は必ず非常階段を通ること(避難時はヘルメット着用しハンカチ等で口と鼻を塞ぐ)。	第一回自治懇 日18時30分～
8月	娯楽室から出火	夏休みの子どもの多い時間帯に発生。職員は荘内放送を入れて直ちに避難を呼びかける。少年指導員は学童を引率して避難。避難時にはハンカチ等で口と鼻を塞ぐことを呼びかける。利用者・職員は荘庭に避難する。3F利用者及び、娯楽室利用中の利用者・職員は姿勢を低くして避難する。	未定(予定にあわせて入れます)
9月1日	地震発生	地震発生。放送にて、揺れがおさまるまでの自宅待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒おいたのち、揺れがおさまったタイミングで荘庭に避難するよう放送を入れる。利用者・職員は荘庭に避難。その後小学生の母はお迎え訓練(学校側)に参加する。母不在の学童については職員が対応(避難時はヘルメット着用)	防災の日 (始業式) 10時～ 訓練開始
10月	地震発生	放送にて、揺れがおさまるまでその場で待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒おいたのち、揺れがおさまったタイミングで荘庭に避難するよう放送を入れる。1～5号室利用者は表階段を、6～12号室利用者は非常階段を使用して避難する。(避難時はヘルメット着用)	第二回会議日 16時～
11月	夜間206・207から出火・延焼。煙充満。	夜間失火により火災発生。発見が遅れ既に延焼が始まっている。初期消火不能。宿直職員は館内放送で避難を呼びかける。訓練時には必ず必ずハンカチ等で口と鼻を塞ぐことを呼びかけ、直ちに消防に緊急出動要請を行う。	第2回自治懇 日18時30分～
12月	地震発生	地震発生。放送にて、揺れがおさまるまでその場で待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒おいたのち、揺れがおさまったタイミングで荘庭に避難するよう放送を入れる。1～5号室利用者は表階段を、6～12号室利用者は非常階段を使用して避	第二回会議日 16時～



		難する。(避難時はヘルメット着用)利用者・職員はヘルメットを着用の上荘庭に避難。	
12月	炊出訓練	名古屋市内で震度7の大地震発生。にじが丘荘の建物に倒壊の危険がないと判断し、にじが丘荘に戻り避難生活をする。防災備蓄品その他、各家庭の食品を持ち寄り避難生活を始める。旧園庭使用。	大掃除後
平成32年 1月	火災発生	306号室・406号室から出火。避難時はハンカチ等で口と鼻を塞ぐことを呼びかける。利用者・職員は荘庭に避難する。	第二回会議日 16時～
2月	3・4階シャワー室から出火	激しく燃えており、3・4階1～5号室の利用者は姿勢を低くしての避難を呼びかける。職員も同様に避難する。避難梯子、緩降機の使い方についても指導を行う。	〃
3月	夜間21時。大地震発生。ポイラー火災発生。職員体制は2人。	放送にて、揺れがおさまるまでその場で待機を呼びかける(シェイクアウト)。数秒置いたのち、揺れが収まったタイミングで避難の呼びかけ。非常階段は一部損壊、表階段のみ使用できる状態。ポイラー室・乾燥機室から火災発生。職員は初期消火にあたりつつ、乾燥機室前では特に姿勢を低くして避難するよう注意喚起する。発煙筒使用(避難時はヘルメット着用し、ハンカチ等で口と鼻を塞ぐ)。	第三回自治会 懇談会日18時 30分～

※ここで言う地震訓練の想定は震度6弱以上の地震を指す。

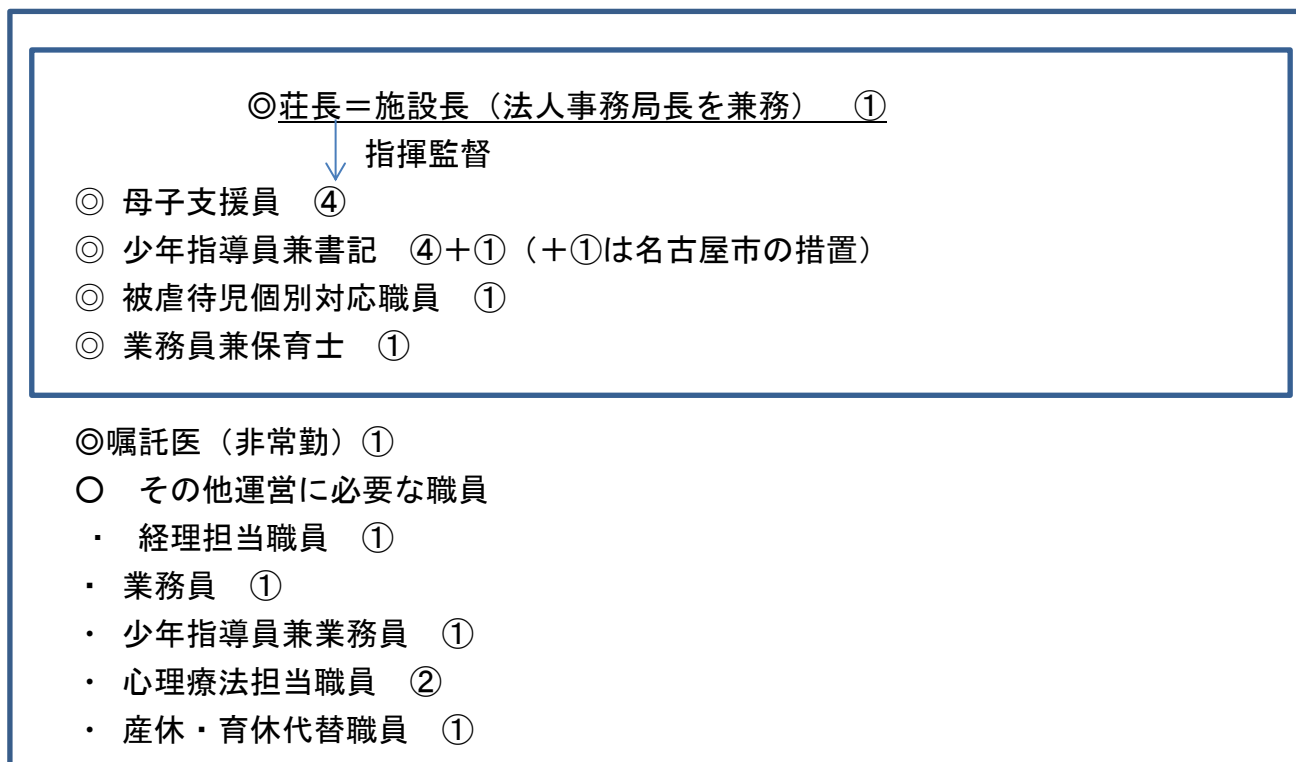
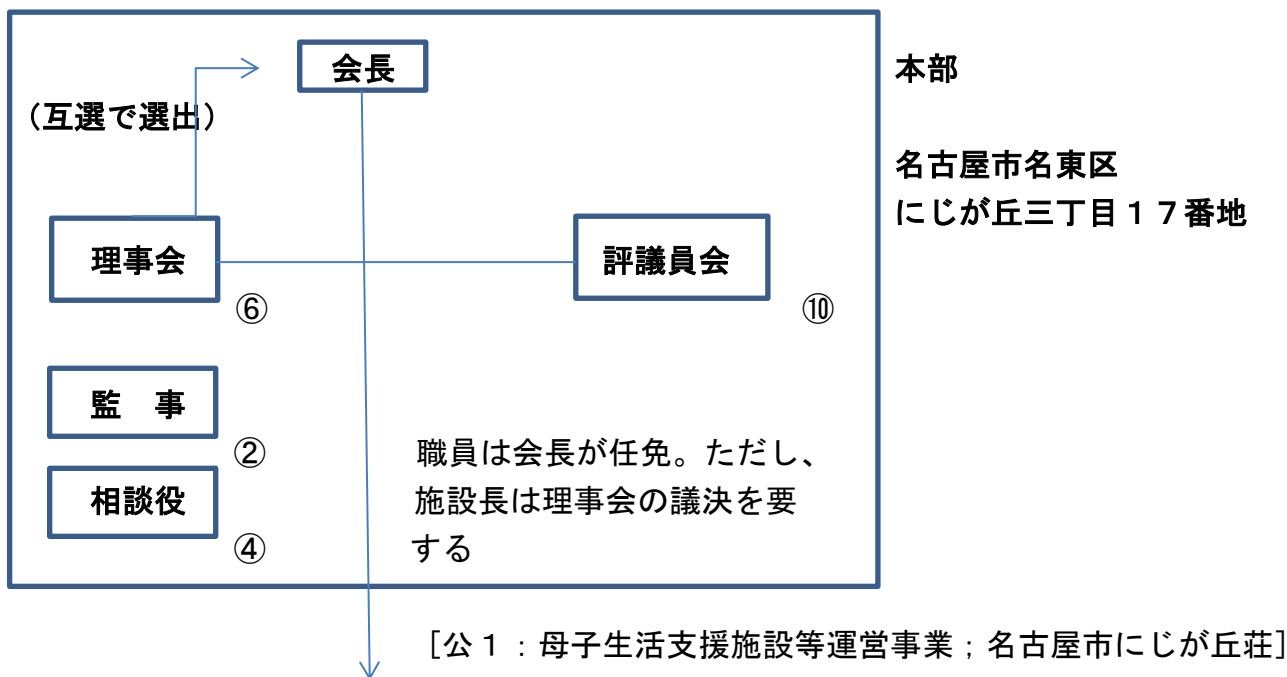
※12月大掃除後に、炊き出し訓練を実施する。

※毎月の避難訓練時において、初期消火訓練を実施する。

※初期消火訓練は全利用者の母すべてに経験してもらう。

※自治会懇談会日には通報訓練を行う。なお、消防に事前に届出を行う。

(11) 公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会  
 名古屋市にじが丘荘 } 事業・組織体系図(H31.4.1現在)



◎印は、厚生労働省が平成27年3月17日に開いた全国児童福祉主幹課長会議にて指示し配置が認められた職員で○印内のアラビア数字は、基準定数を示す。  
 それ以外の○印内のアラビア数字は、実人員を表す。

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1 経常増減の部</b>				
(1). 経常収益				
基本財産運用益	300	500	▲200	
基本財産受取利息	300	500	▲200	
特定資産運用益	0	0	0	
特定資産受取利息	0	0	0	
事業収益	105,779,000	103,953,000	1,826,000	
名古屋市にじが丘荘指定管理料	104,979,000	102,953,000	2,026,000	
名古屋市母子等緊急一時保護委託料	800,000	1,000,000	▲200,000	
<b>実習生受入謝金</b>	900,000	900,000	0	
社会福祉援助技術環境実習生受入謝金	800,000	800,000	0	
教員免許特例法による介護体験実習生受入謝金	100,000	100,000	0	
<b>受取補助金等</b>	81,000	81,000	0	
名東区社会福祉協議会助成金	81,000	81,000	0	
<b>受取寄付金</b>	10,000	10,000	0	
受取寄付金	10,000	10,000	0	
<b>雑収益</b>	1,781,200	1,996,300	▲215,100	
受取利息	200	300	▲100	
利用者光熱水費負担金	1,600,000	1,800,000	▲200,000	
乾燥機利用料	70,000	80,000	▲10,000	
ピンク電話利用料	10,000	15,000	▲5,000	
行事参加者負担金	100,000	100,000	0	
雑収益	1,000	1,000	0	
<b>経常収益計</b>	108,551,500	106,940,800	1,610,700	
(2). 経常費用				
<b>事業費</b>	103,799,000	102,410,000	1,389,000	
職員俸給	31,934,000	32,159,000	▲225,000	職員異動、育児休業による減
職員諸手当	26,578,000	25,808,000	770,000	
賃金	15,300,000	13,388,000	1,912,000	育児休業対応による増
法定福利費	11,000,000	11,306,000	▲306,000	

退職共済費	1,407,000	1,433,000	▲26,000	
旅費	1,000,000	1,000,000	0	
福利厚生費	160,000	200,000	▲40,000	
負担金	150,000	143,000	7,000	
光熱水費	2,500,000	2,950,000	▲450,000	
一般物品費	350,000	350,000	0	
保険費	250,000	250,000	0	
保守点検費	650,000	458,000	192,000	
通信費	350,000	400,000	▲50,000	
会議費	3,000	3,000	0	
借料損料	1,450,000	1,478,000	▲28,000	
各所修繕費	2,000,000	2,000,000	0	
印刷製本費	300,000	350,000	▲50,000	
諸謝金	170,000	180,000	▲10,000	OJT研修講師謝礼など
減価償却費	180,000	35,000	145,000	システムサーバ減価償却など
租税公課費	0	0	0	
保健衛生費	300,000	527,000	▲227,000	
教養娯楽費	1,500,000	1,600,000	▲100,000	
日用品費	360,000	360,000	0	
緊急生活資金	450,000	500,000	▲50,000	
防災対策費	600,000	600,000	0	
器具什器費	450,000	450,000	0	
修繕費	40,000	40,000	0	
緊急移送費	10,000	10,000	0	
小中校入学支度金	110,000	224,000	▲114,000	小1:1名、中1:0名、高1:1名
賞与引当金繰入額	3,917,000	3,957,000	▲40,000	
特定費用準備資金	0	0	0	
燃料費	30,000	30,000	0	
雑費	300,000	221,000	79,000	
<b>管理費</b>	<b>4,752,000</b>	<b>4,531,000</b>	<b>221,000</b>	
職員俸給	1,820,000	1,693,000	127,000	
職員諸手当	1,430,000	1,358,000	72,000	
賃金	0	0	0	
法定福利費	600,000	595,000	5,000	
退職共済費	80,000	76,000	4,000	
旅費	10,000	10,000	0	

福利厚生費	0	0	0
負担金	35,000	35,000	0
光熱水費	0	0	0
一般物品費	10,000	10,000	0
保険費	10,000	4,000	6,000
保守点検費	132,000	132,000	0
通信費	10,000	5,000	5,000
会議費	100,000	100,000	0
借料損料	0	0	0
各所修繕費	0	0	0
印刷製本費	10,000	10,000	0
諸謝金	238,000	238,000	0
減価償却費	0	0	0
租税公課費	2,000	2,000	0
保健衛生費	0	0	0
教養娯楽費	0	0	0
日用品費	0	0	0
防災対策費	0	0	0
器具什器費	0	0	0
修繕費	0	0	0
賞与引当金繰入額	210,000	208,000	2,000
特定費用準備資金	0	0	0
広報費	50,000	50,000	0
燃料費	0	0	0
雑費	5,000	5,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>108,551,000</b>	<b>106,941,000</b>	<b>1,610,000</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	500	▲200	700
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>500</b>	<b>▲200</b>	<b>700</b>
<b>2 経常外増減の部</b>			
(1). 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2). 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
固定資産償却損	0	0	0

経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	500	▲200	700
一般正味財産期首残高	1,540,351	1,519,726	20,625
一般正味財産期末残高	1,540,851	1,519,526	21,325
<b>II</b> 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,286,622	3,271,611	15,011
指定正味財産期末残高	3,286,622	3,271,611	15,011
<b>III</b> 正味財産期末残高	4,827,473	4,791,137	36,336

正味財産増減計算書内訳表  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会

(単位:円)

科目	公益目的事業会計			法人会計	合計
	指定管理	緊急一時保護	小計		
<b>I 一般正味財産増減の部</b>					
<b>1 経常増減の部</b>					
<b>(1). 経常収益</b>					
基本財産運用益	0	0	0	300	300
基本財産受取利息	0	0	0	300	300
特定資産運用益	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0
<b>事業収益</b>	100,829,000	800,000	101,629,000	4,150,000	105,779,000
名古屋市にじが丘荘指定管理料	100,829,000	0	100,829,000	4,150,000	104,979,000
名古屋市母子等緊急一時保護委託料	0	800,000	800,000	0	800,000
<b>実習生受入謝金</b>	0	0	0	900,000	900,000
社会福祉援助技術環境実習生受入謝金	0	0	0	800,000	800,000
教員免許特例法による介護体験実習生受入謝金	0	0	0	100,000	100,000
<b>受取補助金等</b>	81,000	0	81,000	0	81,000
名東区社会福祉協議会助成金	81,000	0	81,000	0	81,000
<b>受取寄付金</b>	0	0	0	10,000	10,000
受取寄付金	0	0	0	10,000	10,000
<b>雑収益</b>	1,781,170	10	1,781,180	20	1,781,200
受取利息	170	10	180	20	200
利用者光熱水費負担金	1,600,000	0	1,600,000	0	1,600,000
乾燥機利用料	70,000	0	70,000	0	70,000
ピンク電話利用料	10,000	0	10,000	0	10,000
行事参加者負担金	100,000	0	100,000	0	100,000
雑収益	1,000	0	1,000	0	1,000
<b>経常収益計</b>	102,691,170	800,010	103,491,180	5,060,320	108,551,500
<b>(2). 経常費用</b>					
<b>事業費</b>	102,998,000	801,000	103,799,000	0	103,799,000
職員俸給	31,934,000	0	31,934,000		31,934,000
職員諸手当	26,578,000	0	26,578,000		26,578,000
賃金	15,300,000	0	15,300,000		15,300,000
法定福利費	11,000,000	0	11,000,000		11,000,000

退職共済費	1,407,000	0	1,407,000		1,407,000
旅費	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000
福利厚生費	160,000	0	160,000		160,000
負担金	150,000	0	150,000		150,000
光熱水費	2,300,000	200,000	2,500,000		2,500,000
一般物品費	350,000	0	350,000		350,000
保険費	250,000	0	250,000		250,000
保守点検費	650,000	0	650,000		650,000
通信費	350,000	0	350,000		350,000
会議費	3,000	0	3,000		3,000
借料損料	1,405,000	45,000	1,450,000		1,450,000
各所修繕費	1,960,000	40,000	2,000,000		2,000,000
印刷製本費	300,000	0	300,000		300,000
諸謝金	170,000	0	170,000		170,000
減価償却費	180,000	0	180,000		180,000
租税公課費	0	0	0		0
保健衛生費	285,000	15,000	300,000		300,000
教養娯楽費	1,500,000	0	1,500,000		1,500,000
日用品費	340,000	20,000	360,000		360,000
緊急生活資金	0	450,000	450,000		450,000
防災対策費	600,000	0	600,000		600,000
器具什器費	440,000	10,000	450,000		450,000
修繕費	30,000	10,000	40,000		40,000
緊急移送費	0	10,000	10,000		10,000
小中校入学支度金	110,000	0	110,000		110,000
賞与引当金繰入額	3,917,000	0	3,917,000		3,917,000
特定費用準備資金	0	0	0		0
燃料費	30,000	0	30,000		30,000
雑費	299,000	1,000	300,000		300,000
管理費	0	0	0	4,752,000	4,752,000
職員俸給				1,820,000	1,820,000
職員諸手当				1,430,000	1,430,000
賃金				0	0
法定福利費				600,000	600,000
退職共済費				80,000	80,000
旅費				10,000	10,000



福利厚生費				0	0
負担金				35,000	35,000
光熱水費				0	0
一般物品費				10,000	10,000
保険費				10,000	10,000
保守点検費				132,000	132,000
通信費				10,000	10,000
会議費				100,000	100,000
借料損料				0	0
各所修繕費				0	0
印刷製本費				10,000	10,000
諸謝金				238,000	238,000
減価償却費				0	0
租税公課費				2,000	2,000
保健衛生費				0	0
教養娯楽費				0	0
日用品費				0	0
防災対策費				0	0
器具什器費				0	0
修繕費				0	0
賞与引当金繰入額				210,000	210,000
特定費用準備資金				0	0
広報費				50,000	50,000
燃料費				0	0
雑費				5,000	5,000
<b>経常費用計</b>	<b>102,998,000</b>	<b>801,000</b>	<b>103,799,000</b>	<b>4,752,000</b>	<b>108,551,000</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	▲306,830	▲990	▲307,820	308,320	500
評価損益等計	0	0	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>▲306,830</b>	<b>▲990</b>	<b>▲307,820</b>	<b>308,320</b>	<b>500</b>
<b>2 経常外増減の部</b>					
(1). 経常外収益					
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2). 経常外費用					
経常外費用	0	0	0	0	0
固定資産償却損	0	0	0	0	0

経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲306,830	▲990	▲307,820	308,320	500
一般正味財産期首残高	915,883	187,479	1,103,362	436,989	1,540,351
一般正味財産期末残高	609,053	186,489	795,542	745,309	1,540,851
<b>II 指定正味財産増減の部</b>					
受取寄付金	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	3,286,622	3,286,622
指定正味財産期末残高	0	0	0	3,286,622	3,286,622
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>609,053</b>	<b>186,489</b>	<b>795,542</b>	<b>4,031,931</b>	<b>4,827,473</b>